

議第109号

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 4月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「社団法人びわこビジターズビューロー」を「公益社団法人びわこビジターズビューロー」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。